

鳥取県発地域主権研究の中間整理（案）

平成22年1月31日
鳥取県地域主権研究会

1 地域主権研究の背景

資料1

- ・ 少子高齢化などを背景に地方行財政を取り巻く情勢は大きく変化、
また、新政権が「地域主権国家」への転換を強く打ち出し
- ・ 鳥取県のように小規模な県でも妥当する地域主権システムの検討が必要

- 少子高齢化や人口減少社会の進展に伴い行政ニーズは多様化かつ増大、多額の財源不足によって年々悪化する国・地方の財政など、地方行財政を取り巻く情勢は右肩上がりの時代から大きく変化。
- 新政権が誕生し「地域主権国家」への転換として、基礎的自治体を重視した分権改革の推進、国の出先機関の事務の地方移管による原則廃止など、新たな地方分権改革を推進することを強く打ち出し。
- 少子高齢化社会への対応と相俟って、地域主権型社会における県と市町村の役割分担、税財政制度のあり方など、鳥取県のような小規模な県でも妥当するような、地域主権システムを検討することが必要。

2 国と地方の役割分担

資料2

- ・ 国から地方への権限移譲と財源移譲を積極的に進め、
地方政府の自由度や裁量を高めることが必要
- ・ 現金給付サービスや人的・物的サービスなど、
国と地方の役割分担のあり方を根本的に再検討すべき

- 真の地域主権の実現には、国から地方への権限移譲を積極的に進め、地方政府の自由度や裁量を高めることが必要不可欠。
- 国の出先機関の原則廃止によって、地方へ移管すべき事務については、基本的に県へ移譲することとし、必要がある場合は県同士の広域連合の設置も検討。
- 国の出先機関の事務の地方移管に当たっては、十分な財源と必要な組織人員・資機材の地方移管が大前提
- 国と地方の役割分担について、全国一律のセーフティネットの基準設定やその基準に基づく現金給付サービスなどは国で実施し、地域住民に対する人的・物的サービスなどは地方が主体となって実施するなど、役割分担の再検討が必要。

3 県と市町村の役割分担

資料3

- ・ 住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町村で実施
- ・ 県と市町村の役割分担は分離型を原則、住民サービス上必要な場合は融合的に実施
- ・ 住民サービスの充実強化のために「県と市町村の協議の場」を設置

- スピードのメリット等を考慮して、住民に身近な行政サービスは住民に最も身近な市町村が実施。また、補完性の原理に基づき、スケールメリットの面から市町村を超えて対応すべきもの等は県で実施。

- 行政財政効率の観点から、県と市町村の役割分担は分離することが原則。但し、住民への総合行政サービスの充実に繋がる場合などは、県・市町村が融合的に役割分担を整理。
- 住民サービスの充実強化に向けて、県と市町村の役割分担、事務執行体制の確保のための財源・人員の調整などを行うため、「県と市町村の協議の場」を設置。

4 地域主権における執行体制

資料4

- ・事務権限の移譲に当たって、補完性の原理や行政効率等の観点から、自治体間の様々な連携の手法を検討
「市町村間及び市町村・県間の事務の共同化等」「市町村への人の確保」及び「県・市町村間の中間的自治体（事務執行連合）」など

- 国から県、県から市町村への事務権限の移譲等を進めるに当たっては、補完性の原理や行政効率等の観点から、市町村間の連携及び県と市町村の連携など、様々な手法の検討が必要。
 ⇒ 「行政機関等の共同設置」「定住自立圏構想」「協議会の設置」「広域連合・一部事務組合」「県・市町村の事務の共同化」「県・市町村間の中間的自治体の提案」など

5 真の地域主権実現のための必要絶対条件

資料5

- ・自治事務はもとより法定受託事務や国の出先機関からの移譲事務も含め、
国の関与を抜本的に見直し大幅に縮減
- ・地方への税源移譲と偏在性の少ない地方税体系の構築、及び
地方交付税等の財政調整機能の強化（地方共有税及び地域主権共同税の創設）
- ・地域主権交付金（一括交付金）を創設し地方税財源の強化に繋げる。

〔地方自治体の主体性の確保〕

- 自己判断と自己責任による真の地域主権を確立するためには、自治事務に対する義務付け・枠付けを抜本的に見直して、国の関与は必要最低限の範囲で大枠の基準を示すに止め、具体的な基準設定は地方に委ねるなど、地方自治体の主体性を確保することが必要。
- 法定受託事務についても大胆に見直して自治事務化するべき。国の出先機関の事務の移譲にあっても、安易に法定受託事務とすべきではなく、自治事務化を検討すべき。

〔地方税財政の確立〕

- 偏在性の少ない地方税体系の構築。合わせて、偏在性の少ない税体系であっても、税源移譲によって税収格差は拡大するため、地方交付税等の財政調整制度の機能強化が必要不可欠。
 - ①地方共有税の創設 ……交付税率の引上げなど地方交付税の機能化
 - ②地域主権共同税の創設……地域主権交付金の財源を税源移譲し共同税として地方が管理
- 地球温暖化対策をはじめ、増大する地方の行政事務に対応できるよう、地方環境税の創設など、新たな財源確保の検討を行うことが必要

〔地域主権交付金の創設（一括交付金化）〕

- 一括交付金は「地域主権交付金」と名称化し、地方の自主財源確保に繋げるための過渡的な仕組みとして制度化（「地域主権交付金」⇒「地域主権共同税」）
- 配分において、地域力の差などを反映した必要な財源が確保されるよう制度化。
 （財政力指数、地方税比率、事業所数、生産年齢人口、老年人口、人口密度など）